

相模原支援学校の進路指導・支援

(1) 基本的な考え方

①本人の気持ちや意思を受けとめた進路指導・支援

「本人の気持ちや意思を受けとめる」とは、気持ちや意思に寄り添って考えることです。本人・保護者と相談しながら方針や手立てを考えます。

②卒業後を見据えた、小学部から高等部までの進路指導・支援

*小中学部保護者対象の進路説明会も実施しています。ぜひご参加を♪



中学部

高等部・分教室

<卒業後の生活に必要な力を実際の場面を想定して身に付ける時期>

- ・社会自立に向けて、日常生活を送る上で必要な基本的な生活習慣の確立を目指します。
- ・卒業後の自立した豊かな生活を目指して、いつでも・どこでも・誰とでもできるように、輪を広げていきます。
- ・集団生活に参加する意欲や集中して取り組む姿勢等を大切にします。

<小学部で積み上げた力を社会と関わる力に発展させる時期>

- ・小学部(校)段階で見つけた「好きなもの・得意なこと」を通して、関わる場所・人・好きなものをさらに広げていきます。
- ・作業学習を通して、意欲や集中力を養います。
- ・「〇〇したい」など言葉やジェスチャー等で表出する力の確立を目指します。

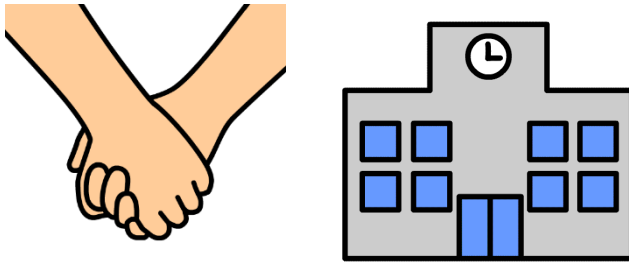
小学部

<生活に関わる基礎的な力をつける時期>

- ・食事、着替え、排泄等、身辺自立の確立を目指します。
- ・スケジュール等を通して、見通しを持ち活動に参加できる力を育みます。
- ・五感を使った遊び・学習をたくさん経験し、好きなもの・得意なことを見つけます。
- ・日々の活動から「できた」という成功体験、係活動から責任感や感謝される経験を積みます。

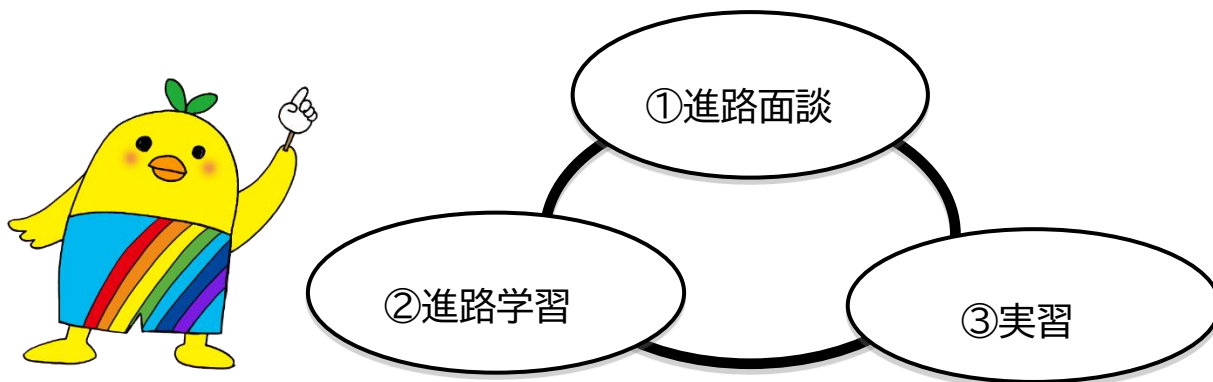
③保護者と共に取り組む進路指導・支援

進路指導・支援は高等部の卒業前だけに行うものではなく、日々の教育活動と大きく関連しています。毎日の積み重ねが卒業後の進路に影響します。学校は本人とともに進路を考えるパートナーです。定期的な面談の場以外でも、困ったことや相談したいことがあればいつでも一緒に考えていきます。



(2) 高等部の進路指導・支援

高等部の進路指導・支援は、「進路面談」「進路学習」「実習」の三つの要素で成立しています。



①進路面談

本人の自己理解を促し、主体的に目標や課題を考えられるように展開します。本人と保護者の意思やニーズや日々の指導の評価を踏まえて、みんなで今後の進路の方向性を検討します。

②進路学習

「働く」「暮らす」「楽しむ」「自分を知る」の四つの分野の視点から考えます。

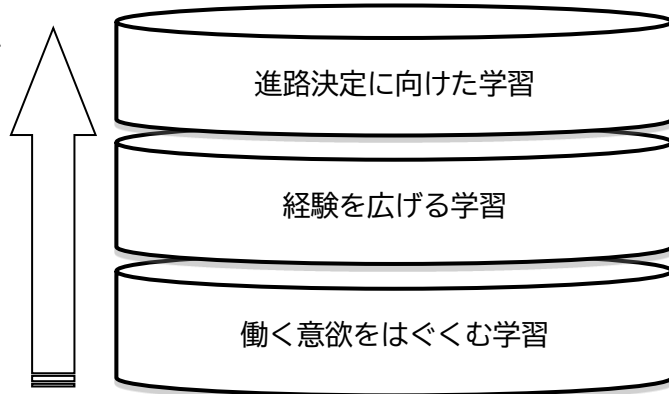
- ・「働く」学習は、職業に関する学習と作業学習、実習に関する学習です。
- ・「暮らす」学習は、生活に関する学習と社会の仕組みに関する学習です。
- ・「楽しむ」学習は、他者との関わり方に関する学習と余暇に関する学習です。
- ・「自分を知る」学習は、自己理解と将来設計に関する学習です。

これらの学習を「職業」「進路」「総合的探究の時間（分教室）」など、様々な授業で取り組みます。

③実習（産業現場等における実習、校内実習）

・1、2年生の実習では、働く意欲を育て経験を広げながら適性を考えたり、卒業後の働く生活のイメージを深めたりします。3年生の実習は、主体的な進路選択に向けた実習です。

・実習前の面談や学習では、各自のねらい等を明確にします。実習後は、その評価から課題を振り返り、その後の学習につなげます。



(3) 高等部(本校・分教室)の予定

月	本校		分教室	
	生徒	保護者	生徒	保護者
4				
5		進路説明会(2年)		進路説明会(2・3年)
6	現場実習(2週間) 校内実習(1～2週間)	進路説明会(1年)	現場実習(2週間) 校内実習(1～2週間)	進路説明会(1年)
7	進路個別面談、進路希望調査		進路個別面談、進路希望調査	
8	事業所等見学・体験(各家庭で) 企業・事業所見学(学校主催) 求職者登録・重度知的障害者判定(3年)		事業所等見学・体験(各家庭で) 企業・事業所見学(学校主催) 求職者登録・重度知的障害者判定(3年)	
9	神奈川能力開発センター選考(希望者)		神奈川能力開発センター選考(希望者)	
10	神奈川障害者職業能力開発校選考(希望者) 現場実習(2週間)、校内実習(2週間)		神奈川障害者職業能力開発校選考(希望者) 現場実習(2週間)、校内実習(2週間)	
11	進路個別面談、進路希望調査 進路一日体験(1年生)		進路個別面談、進路希望調査	
12				
1			進路一日体験(1年生)	
2	進路個別面談(1年)	進路説明会(3年)		進路説明会(3年)
3	進路説明会(2年) 進路先と契約(時期は事業所により異なる) 就労援助センター登録(就職内定者)		進路先と契約(時期は事業所により異なる) 就労援助センター登録(就職内定者)	

このほかに、必要に応じて特例子会社での職業能力評価を行います。(2年)



【高等部1年生のポイント】

進路説明会

卒業生の進路状況、進路指導・支援の3年間の概要をお知らせします。

進路個別面談

「進路希望調査」の記載内容、日常生活の様子等を踏まえて実施し、2年生の進路支援の方針について確認します。

進路先見学

できるだけ広い視野に立って選択肢を持つために、夏季休業中を中心に進路先を見学していただくことを推奨します。

【高等部2年生のポイント】

進路説明会

(1学期)卒業生の進路状況、2年生の進路指導・支援の概要をお知らせします。
(3学期)3年次の実習と進路決定までの流れについて説明します。

進路面談

(2学期)実習後に実施し、実習の評価を基に今後の進路指導・支援の方針を確認します。

進路先見学

進路先の候補を見学・体験する最も重要な時期です。積極的に見学していただくことを推奨します

【高等部3年生のポイント】

進路説明会

(3学期)障害基礎年金等について講師を招き、説明します。

求職者登録

卒業後の進路先として、企業就労、就労継続支援A型事業所、神奈川能力開発センター、神奈川障害者職業能力開発校を候補としている生徒を対象とします。

訓練機関の選考試験について

「神奈川能力開発センター」と「神奈川障害者職業能力開発校」は選考試験があります。それ以外の事業所では、面接試験や実習を通して事業所に進路決定の可否を見極めていただきます。

<就職内定者への重度知的障害者判定について>

企業は、障害者手帳(療育手帳等)を所持している方を雇用すると、本人の賃金の一部を補助される等の助成制度を利用できます。この助成制度は、本人の作業能力等を加味した障害程度で判定されます。

就職する生徒には、障害者職業センターで行う「雇用対策上の重度知的障害者判定」により「重度」か「非重度」かの判定を受けてもらいます。療育手帳A1とA2の方は、雇用上では「重度」です。A1、A2の方は、原則的に申請のみ必要で実際の検査は行われないケースが多いです。療育手帳B1、B2の方は、検査結果によりどちらかの判定を受けます。なお、1人の「重度」判定の障害者を週30時間以上の勤務時間で雇うと、雇用対策上では2人の障害者を雇用しているとみなされ、企業にメリットがあります。

雇用を検討している企業が重度判定を希望した場合、判定へのご理解とご協力をお願いいたします。